

金沢競馬経営評価委員会運営要領（案）

（趣 旨）

第1条 この要領は、金沢競馬経営評価委員会設置要綱（以下「要綱」という。）第8条の規定により、必要な事項を定めるものとする。

（会議の招集）

第2条 委員長は、金沢競馬経営評価委員会（以下「委員会」という。）の会議を招集しようとするときは、あらかじめその期日、場所及び検討事項を委員に通知するものとする。

（会議の非公開）

第3条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議を非公開とすることができる。

- 2 委員長は、委員会の会議を非公開とするときは、あらかじめ委員に諮り、会議において決定するものとする。ただし、第1回の委員会の会議を非公開とするときは、当該委員会の会議の冒頭において委員に諮り、当該会議で決定するものとする。
- 3 委員会の会議を非公開とした場合は、委員会の会議の終了後、会議結果について事後発表（記者会見又は資料提供）するものとする。

（会議録）

第4条 委員会の議事については、会議録を調製し、会議の概要を作成するものとする。

（雑 則）

第5条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、平成22年9月27日から施行する。